

会 議 録

令和 7 年度第 9 回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木） 開会：午後 2 時 0 1 分 閉会：午後 4 時 0 4 分	
場 所	宮古島市役所 3 階 会議室①	
出 席 委員名	教育長 宮城 克典 教育長職務代理者 平良 智枝子 教育委員 中尾 忠祐 教育委員 東風平 恭子 教育委員 比嘉 豊樹	
事務局員	（教 育 部）部長：久貝 順一 （生涯学習部）部長：天久 珠江 （教育総務課）教育総務課長：豊見山 徹 補佐兼係長：我如古 千佳枝 主事：譜久島 春菜	
説明員	（学校教育課）課長：村上 健輔 補佐兼係長：愛澤 直樹 主事：濱川 勝平 （教育研究所）所長：下地辰彦 （教育総務課）課長：豊見山 徹	
議案等	件 名	結 果
承 認 事 項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（令和 7 年度第 8 回定例会）	承 認
議案第 20 号	教育長報告	承 認
議案第 21 号	宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の一部改正について	修 正 可 決
議案第 22 号	宮古島市立適応指導教室設置規則の一部改正について	原 案 可 決
議案第 23 号	実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の一部改正について	原 案 可 決
議案第 24 号	令和 8 年度宮古島市立幼稚園休園の承認について	原 案 可 決
議案第 25 号	令和 7 年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第 8 号）について	原 案 可 決
報告第 8 号	令和 8 年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について	原 案 可 決
そ の 他	職員に対する懲戒処分について	

会 議 録

宮城教育長	これより令和7年度第9回宮古島市教育委員会（定例会）を開催いたします。よろしくお願いします。 本日は、新任の比嘉委員も含めて全員出席です。
宮城教育長	それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に東風平恭子委員を指名します。よろしくお願いします。
宮城教育長	次に、日程第2「会議録の承認」です。 令和7年度第8回宮古島市教育委員会（定例会）の会議録です。 しばらく時間を置きますのでご確認をお願いします。
宮城教育長	会議録について、ご意見や質疑等があればお願いします。 （ 質疑なし ）
宮城教育長	質疑がないようですので、令和7年度第8回宮古島市教育委員会の会議録について承認としてよろしいでしょうか。 （ 異議なし ）
宮城教育長	それでは、日程第2「会議録の承認について」は承認といたします。
宮城教育長	次に、日程第3「教育長報告」です。 事務局のほうから説明をお願いします。
教育総務課 豊見山課長	（ 資料を読み上げて説明 ）
宮城教育長	説明が終わりました。質疑等あればお願いします。 （ 質疑なし ）
宮城教育長	質疑がないようですので、教育長報告については承認とします。
宮城教育長	次に、日程第4「議案第20号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の一部改正について」を議題とし

学校教育課 愛澤補佐	ます。 それでは、説明をお願いします。 「議案第20号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の一部改正について」説明いたします。 今回は条文の変更はございませんで、「様式1 通学指定校変更申請書」の変更のみとなっております。 変更の理由としましては、指定校を変更する際に児童生徒の情報、なぜ指定校を変更するのかといった事情を変更先の学校ですとか、スクールソーシャルワーカーとか県の機関に共有することがありますので、共有をするときに同意を得ておく必要があるだろうということで、今回、申請書の様式の中に同意の文言を入れたところです。 それから、現行の様式は両面になっていまして、裏面が誓約書になっているのですが、今回これを片面1枚にしております。この誓約書の内容を新しい様式の下の方にいれ込んで同意事項と一緒にした形になっております。これで両面に名前、住所を書く手間も省けて、片面1枚で済むということに簡素化しております。 あと新しい様式では、申請理由にチェックを入れられるようにしております。指定校変更の運用基準というものがございまして、その運用基準に沿ったチェック欄になっていて、申請する方、それから我々事務局も、申請理由が一目瞭然になるように分かりやすくなっております。 変更の主な理由としましては以上となります。
宮城教育長	説明が終わりました。 質疑等があればお願いいたします。
比嘉委員	様式の部分なのですが、申請理由の中のチェック欄の中の「距離」とありますが、これは通学距離ということですか。
学校教育課 愛澤補佐	おっしゃるとおりです。例えば平一学区にお住まいなのですが、北小のほうが近いという場合がたまにありますので、その場合は近い学校への指定校変更を認めております。
比嘉委員	それでは、分かりやすいように「通学距離」とかにしたらどうでしょうか。

宮城教育長	私もこれについては少し気になっていました。比嘉委員のおっしゃるとおり「通学距離」で問題ないですか。
学校教育課 愛澤補佐	「通学距離」でも大丈夫です。
宮城教育長	それでは、今の件については「距離」というのが少し分かりにくいということで、「通学距離」に修正したいと思います。
東風平委員	もう既にたくさん印刷しているということはないですか。
	(「様式ですか」の声あり)
東風平委員	新しい様式を既にたくさんつくってあって、それを全部変えるとなると手間がかかるので、新しいものからでいいのではないかと思います。
学校教育課 愛澤補佐	承認いただいてからでないと、この新しい様式は使えませんので、印刷はこれからになりますので大丈夫です。
宮城教育長	ほかに質疑等はありませんか。 新しい様式の下の方に「誓約・同意事項」というのがありますが、これが別用紙であったものを一緒にすることで、申請書を出すときに、申請者の方にも誓約・同意事項の要件について了解したという確認がしやすいということもあるのかなというふうに思っております。ですから、理由が消滅した場合は、元の指定校に戻るということをまた協議していくというふうなことになるかと思っています。
平良委員	この申請理由の中に、チェック項目を入れる項目が挙がっていますよね。これは、変更を許可する該当項目と考えてよろしいですか。
学校教育課 愛澤補佐	先ほど少しお話ししたのですけれども、指定校の変更に関する運用基準というのがございます。こちらに該当する項目を短くしてこちらに入れ込んだ感じです。なので、こちらにチェックを入れれば該当するという項目になります。

平良委員	例えば「特別支援学級・通級指導教室」というのがありますが、今通っている学校にはそれがないので、それがあるところに行きたいとかというときはそこにチェックを入れるという感じですか。
学校教育課 愛澤補佐	おっしゃるとおりです。
中尾委員	直接的に議案とは関係がないのですが、今後関係してくると思われる現行の規則の5ページの通知書ですが、申請書が変更になった場合に関連がなくなってしまう項目もあるかと思imasuので、今後精査のほうをお願いします。例えば続柄は申請書にはもう書かれていないので正直分らないということがあると思imasuので、ここは今後斜線を引くとか、そういった訂正も必要になってくるかと思imasu。今回の申請書の変更で、何かしら関わってくるところも今後精査をよろしくお願いします。以上です。
学校教育課 愛澤補佐	ありがとうございます。
平良委員	「その他」の部分は何も書く欄がないですが、チェック項目の「その他」というところは、この中のチェック項目以外のその他があれば、括弧して書かせたほうがよろしくないですか。
学校教育課 愛澤補佐	一応チェックは入れるのですけれども、その下の「具体的理由」のところに全て理由は書いていただくことになっておりますので、チェック項目のその他以外のものに当てはまらない場合は、その他にチェックを入れて具体的な理由を下に書くということになります。
宮城教育長	ほかに質疑等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 (質疑なし)
宮城教育長	それでは、先ほど指摘のありました申請理由のチェック項目の「距離」というところを「通学距離」というふうに修正し、今後、今回の申請書の変更に伴って、修正する必要があるものについても精査をしていくということでよろしいでしょうか。

宮城教育長	(異議なし) それでは、そのように修正し、可決ということでよろしいでしょうか。 (異議なし)
宮城教育長	それでは、「議案第 2 0 号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の一部改正について」は、ただいま申したとおり修正の上、可決といたします。
宮城教育長 教育研究所 下地所長	次に、日程第 5 「議案第 2 1 号 宮古島市立適応指導教室設置規則の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。 教育研究所の下地と申します。よろしくお願いいいたします。私のほうからは、議案第 2 1 号、2 2 号について説明いたします。 「議案第 2 1 号 宮古島市立適応指導教室設置規則の一部改正について」、提案理由といたしまして、不登校児童生徒の学校復帰のみならず社会的自立も支援することや、文部科学省より「適応指導」に対する児童生徒や保護者の抵抗感を減らし、親しみやすい名称にするよう依頼があり、本市教育委員会も適応指導教室を教育支援センターへ改称する必要があるのではないかということで本案を提出します。 (資料に基づき説明)
宮城教育長	説明が終わりました。 お手元の資料等をご確認いただき、質疑等があればお願いします。
中尾委員	趣旨は十分理解しました。これは単純に名前が変わるから全て変えますよという話で、その流れの中で、いわゆる今回、規則だけの変更だけで全てが充当されるのか、もしかしたら、変わるものがほかにも何かあるかという精査をされたのかだけご質問させてください。
学校教育課 村上課長	ほかの規則等に関連する部分が出てきますので、そこも修正をしていくということで今進めているところです。

中尾委員	いわゆる教育委員会の定例会に出す議案としてはこれだけで、あとは適宜修正していくことになりますか。
教育総務課 我如古補佐	今日ここで承認をいただきましたら、来月提案したいと思っています。
中尾委員	分かりました。ありがとうございます。
比嘉委員	関連してよろしいですか。名称が変わるということだけなのですが、関連して変わるのは、例えば想定される規則の変更箇所、予測される変更点等は何かありますか。
教育総務課 譜久島主事	私のほうからいいですか。例えば会計年度任用職員さんの職の名称で現在「適応指導教室指導員」というのを「教育支援センター指導員」へ変更する予定です。
比嘉委員	主に名称ですか。
教育総務課 譜久島主事	そうです。名称が変わります。
比嘉委員	分かりました。ありがとうございます。
宮城教育長	ほかにありませんか。
平良委員	今日の内容とは直接は関係ないのですが、今までいだ教室には何名ほど生徒たちはいるのでしょうか。
教育研究所 下地所長	8名です。
宮城教育長	ほかにありませんか。
中尾委員	振り返ってしまっていて恐縮なのですが、先ほどの通学の話は、いわゆる申請者の記入を簡略化するということで印鑑とかをなくしていたと思うのですが、すみません、今ここで話すことではないのですが、教育委員会として、そもそも押印をどうするかということを取りまとめてもいいのではな

宮城教育長 教育部長 久貝部長	いかと思っています。もちろん学校長とか公的機関が出すものに関しては印鑑を押してもいいと思うのですが、先ほど言った保護者のところでいうと、例えば、４ページとか保護者の氏名の後に印と書いてあるので、印鑑が必要なのかなと思っています。これは当然これだけの話ではなくて、今後委員会としてまとめてもいいのかなと思いますので、これは要望です。
比嘉委員	何か回答はありますか。 中尾委員ご指摘のとおり、最近は事務手続の中でも、押印省略の流れになっておりますので、教育委員会としましてもそういった保護者からの申請関係の書類に関してはおおむね押印省略の方向で持っていけるように検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 関連して、確かに学校でも、押印がされていない場合、戻したりしてすごく煩雑で、保護者の方々にも二度手間させてしまったりとかあるのですけれども、押印がなしだったら、せめて自筆にするとか、よくいろんな公文書で大事な文書には自筆とかありますよね。押印をしないのならば、括弧して自筆とかというふうに付け加えたらどうかなと思います。いろんな公的な文書は、後からいろんな訴訟とかをやったときに、ちゃんと自分がサインしました、印鑑がなくても自筆でオーケーということがあったりするので、事務の簡略化のために押印をなくすのであれば、せめて自筆というふうにすると確実かなという気もしないでもないのですが、それは少し考えてみてください。
教育部長 久貝部長	分かりました。 補助金関係、助成金関係をどうするのかということも含めて、例えば選手派遣費補助の申請書類等を作る場合でも、印鑑は省略してよいとかは、これから中身を確認をして、できるものから進めていきたいと思います。
宮城教育長	さきの通学指定校変更申請書に付随してくるこれらの様式の中身というよりは、今のような印鑑を省略するためにどういう方法が取れるかということをもう一度事務局側で精査していきたいというふうに思います。 では、この件についてはよろしいでしょうか。

	算については教育研究所のほうで計上しております。
平良委員 教育研究所 下地所長	これまでは大学院のほうが出されていたわけですね。 ラウンドテーブルの目的である「宮古島市にほかの都道府県の教師が地域や職種及び役職を超えて集う」ための準備をすることができず、福井大学が宮古島ラウンドテーブル開催に当たり、福井大学東京サテライト及び大学院生に諸経費を負担していただいていたいました。
平良委員 教育研究所 下地所長	それは大学の研究費か何かですか。 はい。
平良委員	分かりました。
比嘉委員	教育委員会が主体となると、予算も全部もつということになりますか。もうノウハウはできたので、宮古島市でやりましょうということになって、主体事業として予算化してやりましょうということですよ。派遣されて講師で来ていらっしゃる先生とかがいると思うので、その辺の旅費も全部宮古島市がもつということになっているのですか。
学校教育課 村上課長	今のところ福井大学から講師を3名ほど呼ぶという想定で予算化してあります。それ以外の福井大学の東京サテライトから宮古島のラウンドテーブルにいらっしゃる方々は自己負担でやっています。 ただ、ファシリテーターという形で講師3名以外の方が来る場合があったりするので、そういうところは予算の範囲内で対応していくというところではあります。
比嘉委員	具体的に変わるところは、これまで5年ぐらいやって、宮古島の特色を生かしたラウンドテーブルが島外からも保育園の先生や一般の方々がいらっシャって、多くの関係者にもラウンドテーブルは根づいてきたから、それは引き取ってやりましょうということになるということなのですか。
学校教育課 村上課長	そうです。

比嘉委員 学校教育課 村上課長	主体が福井大学から宮古島市に移りましたということでよろしいですか。 そうです。
比嘉委員	分かりました。ありがとうございます。
宮城教育長	ほかにありませんか。 (質疑なし)
宮城教育長	質疑等なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
宮城教育長	それでは、「議案第 2 2 号 実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。
宮城教育長 学校教育課 濱川主事	次に、日程第 7 「議案第 2 3 号 令和 8 年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。 「議案第 2 3 号 令和 8 年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」。 提案理由、幼稚園を休園するには、宮古島市立幼稚園管理規則第 3 条第 2 項の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、本案を提案します。 (資料に基づき説明)
宮城教育長	説明が終わりました。 質疑がありましたらお願いします。
平良委員	定員に満たないということで、休園となるのは非常に残念に思いますが、今西辺幼稚園のほうに併願ですが、3 名の応募者、希望があるのですが、もし休園となったら、この 3 名の皆さんはどこの幼稚園に行かれる予定なのでしょうか。

学校教育課 濱川主事	すみません、今現時点で4名になっているのですけれども、これについては併願ということで、ひよどり保育園と北幼稚園のほうに申し込んでいますところですよ。
平良委員 教育部 久貝部長	ありがとうございます。 少し補足でいいですか。先ほど担当のほうからも西辺幼稚園の話も出ていたのですけれども、幼稚園の併願は基本的にできませんので、近隣のこども園とか保育園のほうになるのかなというふうに思っています。 幼稚園と幼稚園の併願というのはできないという形になっていますので、隣のこども園とか、あと学校区でいえば、本来だったらこの近くの幼稚園に行くことになるのですけれども、幼稚園の場合は校区が関係ないというところもあって、もし西辺幼稚園が休園となった場合には、近くのこども園とか保育園とかそういった形になるのかなと思っています。
宮城教育長	よろしいですか。
比嘉委員	休園するに先駆けて、住民説明会とかをされていたような気がするのですが、休園については住民への周知はされているのでしょうか。
学校教育課 濱川主事	去年、西辺幼稚園の近隣に住んでいる方だったり、住民票が北部地区にある方については、西辺幼稚園については段階的に閉園に向かっていくというお知らせをしているところです。 今は4歳児と5歳児だったのですけれども、来年度の応募については5歳児で令和9年度は募集をしないというお知らせをしているところです。
比嘉委員 学校教育課 村上課長	それについての反応は特にはないですか。 説明会に行ったときには、こども園移行の計画の中で令和7年度で閉園する方向で提案したのですが、地域の方から、まだ子供がいるから今年度はやめてほしいという要望もあったので、それを持ち帰って、令和9年度閉園に向けて段階的にしていくということで、地域の人たちには書面にて回答したという状況です。今年度の園児募集は5歳児のみをやっている状況です。

比嘉委員 学校教育課 村上課長	それが、三、四人しかいないので、もう休園しますよということですか。 そうですね。5名以上で開園できるという状況の中で4名という状況になりましたので、今回提案させていただいています。
平良委員 学校教育課 村上課長	西辺のほうは、4歳児も一緒に対象ではないですか。 それが段階的な話の中で、令和6年度は4歳児、5歳児を募集して、令和7年度は5歳児だけの募集にします。令和9年度からは閉園に向かっていきますという流れで話をしてきたところです。 ひよどり保育園が認定こども園になっていて、5歳児まで見るというところもあって、そこも一つの候補になってくるのかなと思います。
比嘉委員 学校教育課 村上課長	仮に5人探してきたとして、今日ここで承認したら、もう受け付けできませんということになると思うので、存続という話にはならないですか。 ここで承認されればならないです。
比嘉委員 学校教育課 村上課長	ここで承認したら、もう休園になりますね。 はい。実は、11月ぐらいで応募が終わっていて、でももしかしたら今みたいな形で来るだろうということで、年度末、この会を期限として、そこまでは猶予を見ようという判断で来ている経緯がありまして、今日が期限ということになります。
比嘉委員 学校教育課 村上課長	分かりました。 令和8年度は開園予定で募集をしたのですが、今回4名ということで、西辺幼稚園も令和8年度は休園という形を取るということの承認となります。
東風平委員 学校教育課 濱川主事	この4名の中には、今現在4歳児で持ち上がりという子も入っているということなのですか。 現時点3名、4歳児がいるのですけれども、この3人については併願とい

宮城教育長 宮城教育長 宮城教育長	う形で５歳児の申込みをしています。 ほかに質疑はありませんか。 （ 質疑なし ） 質疑等なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 （ 異議なし ） それでは、「議案第２３号 令和８年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」は原案のとおり可決といたします。
宮城教育長 宮城教育長 宮城教育長	次に、日程第８「議案第２４号 令和７年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第８号）について」は１月臨時議会に、日程第９「議案第２５号 令和８年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について」は３月議会に提出予定の案件でございます。また、日程第１０「報告第８号 職員に対する懲戒処分について」は人事に関する案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第９条の規定により秘密会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （ 異議なし ） ご異議なしと認めます。 よって、議案第２４号、議案第２５号、報告第８号については秘密会にすることと決定しました。 関係者以外は退席をお願いします。 （ 秘密会につき会議録省略 ） ここで秘密会を解きます。 「議案第２４号 令和７年度宮古島市一般会計（教育委員会）補正予算（第８号）について」は原案のとおり可決とします。 「議案第２５号 令和８年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について」は原案のとおり可決といたします。

	「報告第8号 職員に対する懲戒処分について」の報告は終了しました。
宮城教育長	それでは、次に日程第11「その他」で何かありますか。
東風平委員	中学校の教科書の進め方の順番が学校ごとに異なっており、特に理科で顕著だと感じています。進度や学校の実情による違いがあること自体は理解していますが、順番が異なることによって、受験を見据えた学習や外部試験に取り組む場面などで、学校ごとに扱っている範囲が異なり、生徒が学習内容を整理しにくい場面が生じているのではないかと感じています。 今回、新しい教科書になり、これまでとは構成が大きく変わった中で、教科書の構成に沿って進めている学校もあれば、これまでの指導経験を踏まえた順序で進めている学校もあると聞いています。教育的な根拠や意図があれば理解できますが、その考え方が十分に共有されていない場合、生徒にとって戸惑いが生じる可能性があるのではないかと感じました。 教育委員会として、教科書の扱い方や進度について一定の方向性や目安を示し、学校間で共通理解を図ることで、生徒の学習機会の公平性がより確保されるのではないかと思います。
宮城教育長	その他ですので、私もいいですか。学習指導要領というのがあって、それぞれの教科の1年間に学ぶ内容があるのですけれども、その中で、よく教育課程と言っているのですが、数学とかはやっぱ積み上げが必要なもので、順番よくやっているのですけれども、実験とか、あるいは社会科なんかでも場合によっては世界史と日本史の順番をこっちを先に持ってこようとか、学校としてはそういうのも可能です。場合によっては、体験学習とか総合的な学習の時間とかで、例えば環境教育をやっているときに家庭科とか社会科で本来は2月でやる予定のものをここに持ってくるとより学びが深まるとかという場合に入替えしたりすることも認められていて、むしろ少し積極的にやりなさいみたいなどころがあるのですけれども、今のような5教科等については、大体中学では教科部会とか数学の先生同士で集まる機会とかあったりするので、その中で協議したりして、方向性を決めると思うのですけれども、新しい教科書になったこともあるかもしれません。
比嘉委員	関連しますが、私はずっと小学校で勤務していて、校長になったときに中学校に4年勤務したのですが、そこは僕も少し戸惑っていて、学習計画を策定するときに、例えば統一模擬テストがあった時期に、この学校はここまで

平良委員	やっているけれども、ここはやっていないということで困ったことがあるというのと、宮古の先生方同士は何月にここまでやるという話合いもできていたのだけれども、今はそれもなくなって、先生によっては、日本史と世界史を入れ替えたりとか、いろんな単元ごとに大体二、三十時間分ずつぐらい入れ替えるのが多かったんですよ。いい面は、学校行事や地域行事と関連してクロスカリキュラムというか、この行事があるからこれをやって、この地域行事に参加しようとか、そういういい面もあるのですけれども、問題は理由ですよ。自分のやりやすい、教えやすいものから先にやるとかではなくて、この行事と関連づけてやりたいから単元をここに持ってきましたというのはいいんですけれども、やっぱり理由が問題かなとは思います。 僕が一番心配したのは、子供がもし転校したとき、ほかの自治体へはもう仕方がないと思うのですが、宮古内で転校したときに、ここはまだ習っていませんとかになると子供が困るのではないのかという話をしたことがあって、やっぱりそこは学校の特色のある教育課程というものは学校長が責任を持って編成するのですよね。それが校長ではできないから各担任にお願いするのですが、おっしゃるように、統一はできないまでも、ある程度ちゃんとしたほうがいいのではないかと。転校したときにここはまだ習っていないとか、実際あったのですけれども、やっぱり進路が遅れるクラスがあったりとかして、次の模擬テストの時に、まだ習っていないとかいうのが塾同士の話もあるよって聞いたこともあるんですが、保護者からも「まだやっていないって言っているけど、どうする」と話があったりして、そこは学校としてはこういう順番でやっていますよという説明をするのですけれども、きちんとした理由で、年間の全単元と4月から3月までの月数と全教科の一覧表というのがあるので、この一覧表を保護者に配るとか、それを掲示して、子供たちにも、保護者とも共有したほうが見通しを立てた学習ができるのではないのかという話も今やっている途中なので、ここを委員会として統一しましょうということは多分できないですね、その権限は校長にあるから。ただ、理由をしっかりと持った編成さえしておけばいいかなとは思います。安易に去年までこんな順序でやったから今年もそれでやるとかではなくて、理由をしっかりと持った順序でやればいいかと思います。 高校の場合は、シラバスという年間計画をホームページに公開するのですが、小中のほうでは何かそういうのはないのですか。
------	--

比嘉委員	中学校では一時期ありました。十五、六年前、シラバスを作成しようということでシラバスを作りました。学ぶ内容の一覧表です。小学校ではほとんどの学校でそれは作っていますが、中学校では少し衰えてしまって、教科によってまだ続けているのがありますが、中学校はあまりないです。年間指導計画はあります。ただ、順序は統一されていないです。
平良委員	小学校も中学校もホームページ上で公開をしますか。
比嘉委員	多分しませんね。 ただ、年間一覧表はホームページ上でも出している学校はあります。
宮城教育長	最初の教科のオリエンテーションとか、そういうときにやる場合もあります。例えば、私たちが中学時代の中間テスト、期末テストを1学期に2回という感じの定期考査をなくすというか、これも教育課程の一つなので、校長裁量というか。そうすると、何で評価するのといったら、この単元を10時間ぐらいで1つ終わると単元テストをやります。ここである程度評価します。次の単元をまた10時間ぐらいやって単元テストをやります。こういうのをトータル的に見ながら、定期考査はないけれども、ちゃんと根拠を持って評価していますよというのがあるので、この単元が終わると次に進むという感じの場合もあります。
東風平委員	場合によっては、授業で扱わない範囲について、家庭学習に委ねられているという話を聞くこともあります。
宮城教育長	それは駄目です。
東風平委員	授業の進度上、予定していた内容を十分に扱い切れない場合もあるのではないかと感じています。
宮城教育長	協議会等の研修機会は事務所などであるので、そういうのもまた話してみます。 その他で、ほかにありませんか。よろしいでしょうか。 (特になし)

宮城教育長	それでは、長時間ありがとうございます。 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。 これで令和7年度第9回宮古島市教育委員会（定例会）を閉会いたします。
	教育長 宮城 克典 会議録署名委員 東風平恭子